

# 子育て世代包括支援センター

母子健康手帳交付から、妊娠中、出産、子育て中の様々な相談に対応します。  
家庭訪問対応もしています。

## ◇子育てコンシェルジュ

(※11ページ参照)

子育てされている方の立場に立って、困りごとや悩みごとにお答えします。1歳児訪問や転入者訪問を行っています。健康医療課の“ふくしあ子育て相談”や図書館の“乳幼児向けおはなし会”にも参加しています。子育てで気になることは、私たちに相談してください。内容に応じて、適した相談場所におつなぎすることもできます。

## ◇健康医療課

電話 23-8111

保健師・助産師・栄養士・保育士が、お子さんとの関わりや発達、栄養面(母乳相談含む)、身体の気になること、予防接種についてお答えします。

母子健康手帳交付、妊産婦相談(※1ページ参照)

すくすく健康相談

お子さんの身体計測が、徳育保健センター内”母子の部屋”で自由にできます。

また、希望がある方には、保健師・助産師・栄養士が相談をお受けします。

時間：月～金曜日 午前9時～午後4時

ふくしあ子育て相談(子育てコンシェルジュもいます)

市内5か所の”ふくしあ”に出向いて、子育て相談をしています。

家庭訪問(赤ちゃん訪問のほか、必要に応じて随時訪問)、電話相談、来所相談、乳幼児健診・相談、各種セミナー、予防接種(※5,6ページ参照)や、希望に応じて、サークルや子育てサロン、幼保園、小学校、中学校、高等学校に出向いての健康教育も行っています。

## ◇家庭児童相談室

こども希望課(相談室直通) 電話21-1190

子育ての悩み、お子さんの発達上の問題、不登校や非行など、お子さんや家庭に関するさまざまな問題について、家庭児童相談員がお話を伺いながら解決策をいっしょに考えていきます。

電話相談、来室相談どちらもできます。(掛川市役所1階 こども希望課内)

月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分

## ◇子育て支援センター・つどいの広場

(※14ページ参照)



近隣や職場などで、「もしかしたら虐待?」と思ったら、また虐待の事実を発見した場合は子どもを守るために、関係機関に相談・通告しましょう。

### 児童虐待の相談・通告先

相談・通告機関	電話番号	受付時間
こども希望課(こども家庭係) kodomo@city.kakegawa.shizuoka.jp	21-1144	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
西部児童相談所	0538-37-2810	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
児童相談所全国共通ダイヤル	189	24時間対応

※一刻を争うような事態の場合は、掛川警察署(TEL 22-0110)に連絡をしてください。

### ◎児童虐待とは・・・

保護者(親や親にかわる大人)が、子どもに対して身体的に危害を加えたり、適切な養育を行ったりしないことによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。

心理的虐待: 言葉による脅し、暴言、拒否的な態度

身体的虐待: 子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加える

性的虐待: 子どもにわいせつな行為をする、させる

ネグレクト(養育の怠慢・拒否): 保護者としての監護を著しく怠る

### ◇その他 子育て相談

○児童交流館・児童館(※18ページ参照)

○掛川市社会福祉協議会の「子育て相談」

子育て相談員が、子育ての悩みや心配事の相談に応じます。

相談日・時間: 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時

連絡先: 掛川市社会福祉協議会 本所 TEL 22-1309

### ◇ふくしあ

### 地域包括ケア推進課

「ふくしあ」は、医療・保健・福祉・介護等の相談機関として、市内5か所にあります。保健師等、専門職員が相談に応じます。

連絡先: 東部ふくしあ・中部ふくしあ・西部ふくしあ・南部大東ふくしあ・

南部大須賀ふくしあ(※43ページ参照)



「寄り添い、共に学び、つなぐ」をコンセプトに、発達に不安を抱える御本人や御家族等の相談に、専門員、保健師等が対応します。発達が気になる方のための交流スペース(未就園児向け「のびっこ」・15歳以上向け「のんびりる〜む」)も開催しています。必要に応じて関係機関と連携しながら、安心して生活を送ることができるよう支援しています。

(※43ページ参照)

## ◇女性相談

企画政策課(多文化共生・男女協働係) 電話21-1127

出産・育児、離婚、人間関係や仕事、DV、虐待、健康やこころの問題など、さまざまな悩みや困難の解決をお手伝いします。

電話相談：毎週火曜日 午前10時～正午 TEL 21-1119

面接相談(要予約)：毎週火曜日 午後1時～午後4時 TEL 21-1127

面接場所：掛川市役所

## ◇子どものための教育相談

掛川市教育センター(学校教育課) 電話72-1343

不登校や対人関係、いじめ問題、進路、特別支援、その他教育に関わるさまざまな問題の助言・援助を電話や面談により行います。

◎相談内容：お子さんや保護者の悩みごと全般の相談

「不登校」「いじめ」「対人関係」「身体に関すること」「就学・進路」

「性格・行動」「学習」「発達障害」「しつけ」などについて

◎相談方法：面接による相談、電話による相談

◎対応時間など：(1)月～金曜日(祝日・年末年始休業を除く)

(2)午前9時～午後4時

◎連絡先：教育相談専用電話番号

TEL 72-1345

E-mail:office@center.ed.kakegawa-net.jp

大東支所4階(三俣620)

## ◇青少年相談

青少年補導センター(教育政策課) 電話21-1189

学校や家庭での悩みなど、青少年に関する相談に相談員が指導・助言します。

相談方法：電話による相談、または面談による相談

対応時間など：(1)火～金曜日(祝日・年末年始休業を除く)

(2)午前9時～午後4時



地域には、民生委員児童委員が市民の皆様の立場で、母子や児童、高齢者、障がい者などの福祉に関して、相談、情報提供などの支援を行っています。福祉に関してお困りのことがありましたら、担当の民生委員児童委員にお気軽にご相談ください。

また、民生委員児童委員の中には、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」がいます。お住まいの区域の担当民生委員児童委員・主任児童委員については、福祉課までお問い合わせください。

## ◇ひとり親家庭の相談

こども希望課(こども家庭係) 電話21-1144

各種手当での申請(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、遺児等の手当)や母子父子寡婦等福祉資金等の相談、問い合わせ

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

## ◇その他の相談

## ◎生活保護の相談

問合せ：福祉課(社会福祉係) TEL 21-1140

## ◎各種手帳に関する相談

障がいのあるお子さんの各種手帳や福祉サービスの相談

身体障害者手帳(身体障がいがある場合)

療育手帳(知的障がいがある場合)

精神障害者保健福祉手帳(精神障がいがある場合)

問合せ：福祉課(障がい者福祉係) TEL 21-1139

## ◎放課後等デイサービスの相談

問合せ：福祉課(障がい者福祉係) TEL 21-1139



## ◇その他の相談施設

あざれあ女性相談 TEL 053-456-7879  
月・火・木・金曜日 午前9時～午後4時  
水曜日 午後2時～午後8時  
第2土曜日 午後1時～午後6時

あざれあ男性相談 TEL 054-272-7880  
第1・3土曜日 午後1時～午後5時

## ◇家庭教育支援員・子育てサポーターから”家庭教育サポートチーム「つなぐ」”へ 教育政策課(社会教育係) 電話21-1157

小・中学校の懇談会で活動していた“家庭教育支援員”と、幼稚園や認定こども園などの家庭教育学級で活動していた“子育てサポーター”は、統合して令和2年度から新たに”掛川市家庭教育サポートチーム「つなぐ」”としてスタートしました。

保護者同士をつなぎ、保護者と学校・園・地域・機関をつなぐため、学校・園などで、懇談会のグループワーク、親学講座、相談サロンなどの活動をしていきます。

お子さんの通う学校・園などで、家庭教育サポートチーム「つなぐ」が活動する懇談会や講座などがありましたら、ぜひご参加ください。



